

幼稚園児を募集します！

〔市立幼稚園〕

●入園の要件＝幼稚園に入園できるのは、次のいずれにも該当する幼児です。

- ①平成23年4月1日現在で、満3・4・5歳になる幼児（3歳児は本渡南・本渡北・亀場幼稚園の3園で受け入れ。定員は1クラス20人で本渡北幼稚園のみ2クラス、定員を超えた場合は抽選。4歳児は本渡南・本渡北・亀場幼稚園の3園、5歳児はすべての幼稚園で受け入れ）。
- ②保護者が市内に居住し、住民登録をしていること。
- ③保護者同伴で通園できること。

●就園時間＝午前8時10分から同9時までに登園。降園は午後2時（牛深幼稚園のみ預かり保育を実施〔午後2時～同5時30分〕）。土・日曜日、祝日は休園。

●保育料＝月額5,900円（家庭の所得状況により、就園奨励費支給制度を利用することができます）。

●申込方法＝入園希望者は各幼稚園または本庁（別館）・教育指導課に備え付けの入園申請書（12月1日㊦から配布）に必要事項を記入し、12月1日㊦から平成23年1月4日㊦までに各幼稚園へ提出（休園日を除く）してください。

◆市立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号	教育方針
本渡南幼稚園	川原町4-7	㊦4469	学校教育の始まりである幼稚園では、遊びを通して小学校以降の生活や学習の基盤を育成します。市立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき年間指導計画を作成し「遊びを通しての学び」を大切にされた教育や、小・中学校と連携した教育を行っています。また、一人ひとりのよさや可能性を伸ばすため、幼児の主体性を促し、幼児期にふさわしい生活の場を整え、個々の発達に合わせたこまやかな援助を行います。
本渡北幼稚園	浜崎町4-9	㊦3681	
亀場幼稚園	亀場町亀川1538-1	㊦1548	
牛深幼稚園	牛深町2065-9	㊦2071	

〔私立幼稚園〕

●入園の要件＝満3歳になった時点で入園できます。

※募集園児、保育料（家庭の所得状況により、市私立幼稚園就園奨励費補助金制度を利用可）、就園時間、申込方法などについての詳細は、各幼稚園へお尋ねください。



◆私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号	教育方針
本渡カトリック 聖心幼稚園	大浜町3-28	㊦5766	モンテッソーリ教育で、作業の自由選択により自立と自律、集中力を養い、一人ひとりの個性を伸ばします。〔送迎バス・預かり保育有り〕
愛隣幼稚園	牛深町1546-3	㊦2152	一人ひとりの個性と人格をありのまま大切に受けとめ、自己発揮できるように絶えず応援しています。〔送迎バス・預かり保育有り〕
荅陽幼稚園	倉岳町棚底981-1	㊦43661	人間形成の基礎となる教育活動を行うことにより、一人ひとりの個性を伸ばし、たくましさ育てます。〔送迎バス・預かり保育有り〕

【問い合わせ先】 本庁（別館）・教育指導課指導係（内線2513）

選挙人名簿を 縦覧できます

12月1日現在で、新たに選挙人名簿に登録した人の名簿を縦覧できます。

なお、この名簿の登録に異議がある人は、縦覧期間内に本庁・選挙管理委員会事務局へ申し出ることができます。

▼対象Ⅱ次のいずれにも該当する人①12月1日現在で満20歳以上の人②9月1日までに本市で住民票が作成された人で、引き続き市内に住所がある人。

▼縦覧期間Ⅱ12月3日㊦から同7日㊦まで。

▼縦覧場所Ⅱ本庁・選挙管理委員会事務局。

※詳細は本庁・選挙管理委員会事務局（内線1162）へお尋ねください。

償却資産申告の準備を！

償却資産とは土地・家屋以外の事業用の資産のことで、その減価償却費（額）は所得税法または法人税法による所得の計算上、必要経費または

損金に算入されるものです。

償却資産を持つている人は、1月1日現在の償却資産の状況を毎年1月31日までに償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。申告しなくてはなりません。申告に備えて、資産の名称や数量、取得年月、取得金額、耐用年数などを早めに整理しておいてください。

また、申告する際、法人は固定資産台帳や法人税申告書などをもとに、個人は所得税の申告（確定申告）における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿などをもとに、それぞれ申告してください。

なお、対象者には申告書類を12月中旬に送付します。新たに申告が必要となる人で、申告書がない場合は送付しますので、本庁・固定資産税課へご連絡ください。

※詳細は本庁・固定資産税課 固定資産税係（内線1152）へお尋ねください。

天草市生涯学習推進計画 （素案）への意見募集

市では、平成20年度から天草市生涯学習推進計画に基づ

き、生涯学習の推進を行ってきました。本計画が今年度で終了するため、今回、新たに平成23年度からの計画を策定することとしており、同計画（素案）についてご意見を募集します。

なお、この素案は本庁（別館）・社会教育課または教育委員会事務局各分室のほか、市のホームページでも見ることができま

▼募集期間Ⅱ12月15日㊦まで。

▼提出方法Ⅱご意見をまとめたもの（様式は自由）に、住所・氏名を記入し、本庁（別館）・社会教育課へ提出してください。なお、ご意見が素案のどの部分に対するものなのかを明記してください。

【郵送・持参】〒863-0004 8市内中村町10-8 天草市役所・社会教育課
【FAX】㊦2744
【電子メール】syakyou@city.amakusa.lg.jp

※詳細は本庁（別館）・社会教育課（内線2542）へお尋ねください。



年金情報

～退職のときなどは届け出を～

20歳以上60歳未満の人が、会社などを辞めたとき、離婚や収入の増加などで配偶者の社会保険の扶養からはずれたときには、必ず国民年金への加入の届け出をしなければなりません。この届け出をしないと未加入期間となり、将来受け取る年金が少なくなるばかりか、受給できなくなる場合があります。

退職日や扶養からはずれた日を確認できる書類と年金手帳・印かんを持参し、本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課で届け出をしてください。

※同課では、年金の手続きとあわせて国民健康保険への加入手続きもできます。

【問い合わせ先】

本庁・保険年金課国民年金係（内線1137）

平成23年4月1日から 公共施設の使用料が変わります

市内の公共施設の使用料は、合併時に設定されたものであり約5年が経過しています。そこで、市では平成23年4月1日から、使用料の改定を行うこととしています。今回の改定は、類似や規模が同等である施設について、料金の統一を目的に実施するものです。料金の設定は、利用者の皆さんにわかりやすい料金体系とするため、原則として100円未満の端数が生じないように設定しています。

なお、今回は施設の使用料とあわせて、冷暖房の使用料についても見直しを行っています。

■対象施設＝公民館などの「社会教育施設」・体育館などの「体育施設」等。

■改定後の使用料＝各施設に掲示するほか、市のホームページにも掲載します。

【問い合わせ先】 本庁・財政課財政係（内線1363）